

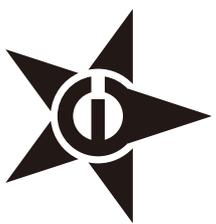
No. **193**
2022 (令和4) 年
8月



193号の主な内容

- P 2 町政を問う（一般質問）
- P 5 議案の審議
- P 8 意見書（地方の声を国政の場へ）
- P 9 第2回臨時会
- P 10 第3回臨時会
- P 11 議案審議の結果
- P 13 議案の採決結果
- P 14 議会のうごき

とうまの議会



令和4年 第2回定例会

令和4年第2回定例町議会は6月17日に招集され会期1日間で開かれました。
今定例会は、町長の行政報告、一般質問につづき、議案17件、報告3件、意見案1件などを審議しました。
なお、今号では第2回臨時会（3月25日開催）、第3回臨時会（5月6日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は11・12ページをご覧ください）



ここが
聞きたい

町政を問う！

第2回定例会において、山下、加藤の2議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



当麻町ホームページ／当麻町議会
<http://town.tohma.hokkaido.jp/gikai/>



Q 高騰する肥料対策は

A 国や道の動向も

注視し検討

山下 勝博 議員



問

山下議員

北海道新聞・農業新聞等の報道では、化学肥料価格を前年度比で78・5%ホクレンは値上を発表しました。原料生産主要国環境悪化や原油の高騰な

答

村椿町長

どで社会全般と共に農業資材関連も値上がりし農業経営に大きな影響を与えており、諸物価が一斉に値上がりし、肥料価格は過去に前例のない状況で農業経営者には死活問題です。主幹産業である当麻農業を抱える町長として当麻独自策をどのように練っていかれるのかお聞かせください。

肥料の価格高騰については、原料である尿素や塩化カリウムの国際価格が、主要供給国のロシアによるウクライナ侵攻円安の進行、原油価格の高騰による輸送費の上昇などが要因であると言われています。

燃油価格の高騰、それに伴う農業資材の価格高騰、そして肥

料価格の高騰と、すべての経費が上昇し、農業経営に非常に大きな影響を与えています。

農業を主幹産業とする当麻町として独自策をどう考えて行くのかとのご質問ですが、道では今定例道議会での補正予算により、1トンあたり3,125円の「化学肥料購入支援金給付事業」を実施することに決定したとの情報です。今後、補助要綱が策定され詳細が通知される見込みです。

町としては、国や道の動向も注視した中で、どのような支援ができるのか検討していきます。



問

山下議員

今年も低米価と予想された場合、肥料、資材の高騰が重なり、収支面で合わないため、最近では農地を返す事案が出てくるのではないかと心配される声も出てます。

現農業者、農業をやっている若者たちに、どのように先頭に立ち、農地の保全本も含め、各機関ワンチームとなって支えていただけたらいいのか。町長の意気込みを聞かせてください。

答

村椿町長

当麻町には、全国に誇る全ての関係機関が一堂に会す農林業合同事務所があります。この機関の英知を集結させて、未来ある農業を担っていくことを先頭に立って進めていく決意です。





Q 公営住宅等の空き家対策

A 予算の範囲で整備

加藤 功 議員

問

加藤議員

当麻町の公営住宅等では、空き部屋が目立ってきており、その数は6月1日現在で公営住宅で36戸、町営住宅で3戸、定住住宅では1戸と伺っています。公営住宅は、子育て世帯、高齢者世帯が低額の家賃で入居で

きる、住宅セーフティネットの機能を担うものです。

最近なぜこのように空き部屋が多くなっているのか、また、今後空き部屋対策を町としてどのように考えているのか町長に伺います。

答

村椿町長

公営住宅は、国及び地方公共団体が協力し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することで、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし整備するもので、住宅セーフティネットの根幹です。

空き家のうち、23戸が当麻団地にあります。当該団地は平成2年から平成15年度に建設され、最も古い棟は建設より30年以上が経過し、各部屋の給排水設備は老朽化により、多くの不

具合が発生していることから、長寿命化を図るため年次計画で改修を進めているところであり、工事実施のため23戸のうち、20戸を「政策空き家」としていることから、実質入居率は96.3%です。

今後の空き家対策として、退去後に行う一般修繕はもちろん、美装や壁紙の貼り替え等、予算の範囲で出来る限りの整備を行い、次に入居される方が少しでも快適に生活ができるよう努めますので、ご理解願います。

問

加藤議員

当麻団地は高齢者の方々にとっては立地条件が良くなく、平屋の公営住宅を旧二ヘイ木材の跡地に建ててはどうか。

答

村椿町長

今の段階で、駅前になたな公営住宅団地群を造るといったことは考えておりません。

問

加藤議員

公営住宅の募集を、ホームページで行うのはどうか。

答

村椿町長

町のホームページでの周知につきまして、その募集期間

の整合性を図った中で、実現する可能性をこれから考えていきたい。

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は9月です。
マスク着用のうえ、お気軽にお越しください。





道路認定

町道路線の認定及び廃止について

ハートフルタウンとうま第2期の道路新設に伴い、南6条道路及び南7条道路並びに南2号道路の3を新設、南3号道路の3及び南5号道路の3が延長となり、道路起点が変更となることから、既認定路線を廃止し、新たに路線を認定するものです。



条例

当麻町行政区設置条例の一部を改正する条例について

中央2区の行政区区域内である「ハートフルタウンとうま第2期」61戸については、中央2区から除外し、隣接する市街8区に編入することになったことから、所要の改正を行うものです。

なお、この条例は令和4年7月1日から施行します。

当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、「非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置」について、その措置を講じるよう改正するもので、公布の日から施行します。

当麻町税条例等の一部を改正する条例について

令和4年4月1日公布の、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

【町民税】

- ① 個人町民税に係る所得割の課税標準
 - ② 寄附金税額控除
 - ③ 扶養親族等申告書の記載
 - ④ 町民税の申告に係る配偶者特別控除
 - ⑤ 不動産登記法の改正
 - ⑥ 個人町民税の住宅借入金等特別税額控除【町民税】
- 【固定資産税】
- ① 新築住宅等に対する固定資産税の減額
 - ② 土地に係る負担調整措置の特例

【軽自動車税】

- ① 種別割の減免に対し、知的障害者の表記を追加
- ② 種別割の減免事由に変更がない場合の申請書提出を要しない改正

※その他、地方税法の改正等に伴う条文の整備

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するほか、改正規定の施行日並びに町民税をはじめ各税に関する経過措置を附則において規定しています。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

租税特別措置法の一部改正に伴い、本条例中の引用条文について、改正を行うもので、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の改正、及び未就学児に係る被保険者均等割額の減額規定の追加、国民健康

保険の税率等の改正を行いました。

前年度との比較では、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げで、中間所得層の負担の緩和を図るため基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げています。

また、基礎課税額等の税率の改正では、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ改めています。

なお、今回の税率改正では、被保険者の税負担を軽減するため、運営基金より3,000万円を取り崩し、税額を算出しており、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認を得ています。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

問 加藤議員

国保税の子供の均等割減免を高校卒業までする考えはないか。

答 町長

国保税に限らず、当麻町としては、最大限の子育て支援をしているのでご理解願います。

国民健康保険税率等改正表

項 目		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分			
		現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正		
基礎控除額		円 430,000	円 現行どおり	円 430,000	円 現行どおり	円 430,000	円 現行どおり		
課税限度額		630,000	650,000	190,000	200,000	170,000	現行どおり		
税 率	所得割	5.1/100	6.5/100	2.5/100	3/100	1.7/100	2.2/100		
	資産割	10.5/100	9/100	2.4/100	2.2/100	1.5/100	1/100		
	均等割	24,000	26,000	9,000	9,400	8,500	9,500		
	平等割	特定世帯及び 特定継続世帯以外	30,000	現行どおり	9,400	9,500	6,500	7,500	
特定世帯		15,000	現行どおり	4,700	4,750				
特定継続世帯		22,500	現行どおり	7,050	7,125				
低所得者軽減額	7割	均等割（一人につき）	16,800	18,200	6,300	6,580	5,950	6,650	
		平等割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	21,000	現行どおり	6,580	6,650	4,550	5,250
			特定世帯	10,500	現行どおり	3,290	3,325		
	特定継続世帯		15,750	現行どおり	4,935	4,987			
	5割	均等割（一人につき）	12,000	13,000	4,500	4,700	4,250	4,750	
		平等割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	15,000	現行どおり	4,700	4,750	3,250	3,750
			特定世帯	7,500	現行どおり	2,350	2,375		
	特定継続世帯		11,250	現行どおり	3,525	3,562			
	2割	均等割（一人につき）	4,800	5,200	1,800	1,880	1,700	1,900	
		平等割（一戸につき）	特定世帯及び 特定継続世帯以外	6,000	現行どおり	1,880	1,900	1,300	1,500
			特定世帯	3,000	現行どおり	940	950		
	特定継続世帯		4,500	現行どおり	1,410	1,425			
未就学児軽減額	均等割（児童一人につき）	7割軽減世帯	—	3,900	—	1,410			
		5割軽減世帯	—	6,500	—	2,350			
		2割軽減世帯	—	10,400	—	3,760			
		低所得者軽減のない世帯	—	13,000	—	4,700			

当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の減免申請書の提出期限の特例規定を改め、減免に対する国の財政支援が延長されたことを受け、減免期間を1年間延長します。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

北海道市町村総合事務組合格約の変更について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

いずれの規約も、「上川中部福祉事務組合」が新たに加入することに伴い、変更するもので別表に、「上川中部福祉事務組合」を追加しました。

なお、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更につきましては、総務大臣の許可の日から、北海道市町村総合事務組合格約の変

更につきましては、北海道知事の許可のあった日から施行します。



契約

工事請負契約の締結について(当麻小学校・当麻中学校空調設備設置工事)

校舎の夏場の暑さによる児童・生徒の健康面と学習環境面を改善するため、普通教室、その他特別教室などに当麻小学校で合計29台、当麻中学校で合計23台のエアコンを設置し、これに必要となる内装工事及び電気設備工事を行うものです。

入札執行の結果、当麻小学校は「西森建設株式会社 代表取締役 西森 稔之」が、6千80万8千円で落札し、当麻中学校は「石川建設株式会社 代表取締役 石川 達弘」が、6千600万円で落札しました。

地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決後、本契約を締結します。工期は令和5年2月20日までです。



補正予算

令和4年度当麻町一般会計補正予算(第3号)

今回の補正は、現行の予算に2千490万3千円を追加し、予算の総額を71億2,602万9千円としました。

◎補正の主な内容

教育課事務室増築に伴う、実施設計委託料、防災備蓄倉庫建設予定地及び避難地整備工事を実施するための、現況測量委託料、令和4年度で新たに住民税が非課税となる世帯に、10万円を支給する住民税非課税世帯等給付金などを増額補正しました。

質疑

加藤議員

問 町有地用地測量委託費が94万6千円になっていますが、妥当な金額ですか。

答

副町長 委託する面積、道単価等を考慮して積算してありますので、妥当と考えています。

問

西川議員

防災備蓄拠点の整備事業で、当初700万円の予算が補正で340万円増え、1,000万円を超えた原因をお聞かせください。

答

総務課長 当初の700万円計上は建物の設計委託で、今回の補正は土地の整備工事に係る現況測量委託料です。

令和4年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

今回の補正は、現行の予算に229万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億929万円としました。

◎補正の主な内容

保険給付費等交付金の前年度の精算に伴う償還金などを増額補正しました。

令和4年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第1号)

今回の補正は、現行の予算に25万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,365万3千円としました。

◎補正の主な内容

発熱外来用防護衣の購入費用、PCR検査に係る医療用廃棄物の処理委託料などを増額補正しました。

令和4年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第1号)

今回の補正は、現行の予算に3,092万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ11億8,112万3千円としました。

◎補正の主な内容

前年度介護給付費、及び地域支援事業費の交付金精算に係る返還金として、増額補正しました。

令和4年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

今回の補正は、現行の予算に歳入歳出それぞれ53万円を追加し、1億5,113万円としました。

◎補正の主な内容

公共下水道費の一般管理費で、給料、手当などを増額補正しました。



報告

令和3年度当麻町一般会計
繰越明許費繰越計算書につ
いて

令和3年度内に完了できなかつた住民基本台帳ネットワーク事業、公共下水道事業特別会計繰出事業の2事業について、303万8千円を令和4年度に繰越すための計算書が議会に報告されました。

令和3年度当麻町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和3年度内に事業が完了できなかった旭川広域圏下水道建設負担金事業について、1,315万2千円を令和4年度に繰越すための計算書が議会に報告されました。

当麻町土地開発公社の経営状況について

当麻町土地開発公社の経営状況を説明する資料が、地方自治法の規定により議会に報告されました。



意見書

地方の声を 国政の場へ

第2回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた

施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

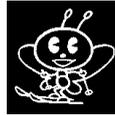
1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

令和4年3月25日開催

第2回臨時会

指定1件、補正予算8件、発議1件について審議しました。

〔議案審議結果は11ページをご覧ください〕



指定

公の施設に係る指定管理者の指定について

木育推進拠点施設の管理運営は、現在、社会福祉法人 当麻かたるべの森が行っていますが、3月31日で、指定取り消しとなるため、地方自治法の規定により、議会の議決後、契約を締結します。

指定管理者となるのは、株式会社とうま振興公社で、平成27年度からとうまスポーツランド等観光施設の指定管理者として管理運営を行い、運営実績と経費の縮減に努めています。

指定の期間は、本年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。



補正予算

令和3年度当麻町一般会計補正予算(第13号)

現行の予算に5,263万円を追加し、予算の総額を71億3,196万9千円としました。

◎補正の主な内容

各種事務事業の完了などに伴う計数の整理を行いました。
繰越明許費では、2事業を令和4年度に繰越し、地方債補正では、6事業の各事業費の確定などにより起債額を変更しました。

令和3年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

現行の予算の総額から7,2

87万6千円を減額し、予算の総額を8億3,752万1千円としました。

◎補正の主な内容

受診件数の減による診療報酬給付金や高額療養費で対象医療費の減などにより減額しました。

令和3年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第7号)

現行の予算から224万円を減額し、予算の総額を1億2,178万1千円としました。

◎補正の主な内容

新型コロナウイルス感染症のワクチン集団接種回数削減による講師等謝金の減、患者送迎委託料の減、血液検査の件数の減による諸検査委託料の減などにより減額補正しました。

令和3年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

現行の予算に170万5千円を追加し、予算の総額を1億2,660万5千円としました。

◎補正の主な内容

後期高齢者医療広域連合納付

金で、賦課総額の増による保険料の増により増額補正を行いました。

令和3年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第5号)

現行の予算から4,922万円を減額し、予算の総額を1億2,088万8千円としました。

◎補正の主な内容

介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業の各種サービス利用者の減等による減額補正を行いました。

令和3年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

現行の予算から83万4千円を減額し、予算の総額を1億6,323万3千円としました。

◎補正の主な内容

公共下水道費の建設費で、旭川広域圏下水道建設事業費の確定による負担金の減、宇園別幹線下水道施設整備事業費の減などにより減額補正しました。

令和3年度当麻町水道事業
会計補正予算(第5号)

現在の資本的収入の予定額から138万1千円を減額し、8,542万5千円としました。

◎補正額の主な内容

5条道路の1線神水川橋梁添架管移設補償金の確定により減額補正しました。

令和4年度当麻町一般会計
補正予算(第1号)

現行の予算に811万6千円

令和4年5月6日開催
第3回臨時会

工事請負契約、補正予算2件について審議しました。

〔議案審議結果は11ページをご覧ください〕



契約

工事請負契約の締結について

ハートフルタウンとうま第2期の宅地造成に伴い、当該団地からアクセスする道路を整備するもので、しらかば2線道路は、273.73m、しらかば3号道

を追加し、予算の総額を70億9,911万6千円としました。

◎補正の主な内容

木育推進拠点施設の指定管理者の変更に伴う消耗品費、指定管理業務委託料、備品購入費の増、商工会員支援のための、商工会費免除事業補助金の増により増額補正しました。子育て世帯臨時特別給付金として増額しました。

路は、46.84mの計320.57mの改良舗装を実施するものです。

入札の結果、「平井建設工業株式会社 代表取締役 平井 健一郎」が8,558万円で落札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本契約を締結します。

工期は令和4年11月30日までです。



補正予算

令和4年度当麻町一般会計
補正予算(第2号)

現行の予算に201万円を追加し、歳入歳出それぞれ71億112万6千円としました。

◎補正の主な内容

住民税非課税世帯等給付金給付事業等について、令和3年度での申請者数が想定を下回ったため、令和4年度での申請者数の増が見込まれることから増額補正しました。

令和4年度当麻町水道事業
会計補正予算(第1号)

現在の資本的支出の総額に340万円を追加し、3億3,332万8千円としました。

◎補正の主な内容

5条道路の神水川橋梁添架管移設工事の発注で、建設資材の価格が上昇し予算額に不足が生じたため増額補正しました。

当麻小学校 運動会



3年



2年



1年

議案審議の結果

第2回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第30号	公の施設に係る指定管理者の指定について	原案可決	3月25日
議案第31号	令和3年度当麻町一般会計補正予算（第13号）	原案可決	
議案第32号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	
議案第33号	令和3年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第7号）	原案可決	
議案第34号	令和3年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第35号	令和3年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決	
議案第36号	令和3年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決	
議案第37号	令和3年度当麻町水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決	
議案第38号	令和4年度当麻町一般会計補正予算（第1号）	原案可決	
発議第2号	「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する」決議について	原案可決	

第3回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第39号	工事請負契約の締結について	原案可決	5月6日
議案第40号	令和4年度当麻町一般会計補正予算（第2号）	原案可決	
議案第41号	令和4年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	



議案審議の結果

第2回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第42号	町道路線の認定及び廃止について	原案可決	6月17日
議案第43号	当麻町行政区設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第44号	当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第45号	当麻町税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第46号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第47号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第48号	当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第49号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	原案可決	
議案第50号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	原案可決	
議案第51号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	原案可決	
議案第52号	工事請負契約の締結について（当麻小学校空調設備設置工事）	原案可決	
議案第53号	工事請負契約の締結について（当麻中学校空調設備設置工事）	原案可決	
議案第54号	令和4年度当麻町一般会計補正予算（第3号）	原案可決	
議案第55号	令和4年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議案第56号	令和4年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議案第57号	令和4年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第58号	令和4年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
意見案第3号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	

議案の採決結果

	西川議員	善光議員	山下議員	加藤議員	上杉議員	片原議員	岸山議員	餌取議員	澤田副議長	中港議長
議案 第30号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第31号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第32号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第33号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第34号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第35号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第36号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第37号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第38号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
発議 第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第39号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第40号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第41号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第42号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第43号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第44号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第45号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第46号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第47号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第50号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第55号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第56号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第57号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
議案 第58号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—
意見案 第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

議会のうごき

5月11日 ⇨ 8月10日

議会の傍聴や、議事堂の見学をしてみませんか。

- 5月**
 - 11日 新任議会事務局長会議 (局長⇒札幌市)
 - 13日 上川町村議会事務局長会総会 (局長⇒旭川市)
 - 18日 東神楽町議員来庁 (局長)
 - 20日 上川中央部町議会事務局職員研修会 (係長⇒愛別町)
 - 24日 上川中央部市・町議会議長定例会議 (議長⇒鷹栖町)
 - 26日 職員研修会・事務担当者会議 (係長⇒札幌市)
 - 27日 上川地方総合開発期成会定期総会及び専門部会 (議長⇒旭川市)
 - 上川中央部市・町議会事務局長会議 (局長⇒旭川市)
- 6月**
 - 2日 総務文教常任委員会
 - 3日 産業福祉常任委員会
 - 10日 議会運営委員会
 - 13日 大雪消防組合議会臨時会 (組合議員⇒美瑛町)
 - 14日 北海道町村議会議長会定期総会、議長・事務局長研修会 (議長・局長⇒札幌市)
 - 17日 第2回定例会
全員協議会
議会報編集特別委員会
鷹栖町議会来庁 (第2回定例会傍聴)
 - 21日 上川中部福祉事務組合議会第2回臨時会 (組合議員⇒当麻町)
 - 26日 当麻消防演習
 - 27日 愛別町議会来庁 (議長・ICT正副委員長・事務局)
 - 剣淵町議会来庁 (/)
 - 29日 全員協議会
議会報編集特別委員会
- 7月**
 - 6日 北海道町村議会議員研修会 (札幌市)
 - 7日 議員会行政視察 (苫小牧市)
 - 13日 第4回臨時会
全員協議会
 - 20日 議会報編集特別委員会
 - 27日 議会報編集特別委員会 (リモート)
- 8月**
 - 5日 無縁仏慰霊祭
 - 7日 蟠龍まつり

●発行

当麻町議会

北海道 上川郡 当麻町 3条東2丁目11番1号

TEL(0166) 84-2111

編集

議会報編集特別委員会

- 委員長 澤田 なぎさ
- 副委員長 岸山 尚弘
- 委員 西川 泰弘
- 委員 餌取 秀信

議員会行政視察

7月6日に北海道町村議会議員研修会(札幌市)に参加し、7日に(株)Jファーム苫小牧工場を視察しました。

